

○紋別市規程の準用に関する規程

制 定 令和3年9月28日訓令第2号

(趣旨)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合の運営のために行う紋別市訓令の準用については、他に特別の定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 西紋別地区環境衛生施設組合が準用する紋別市訓令は、次に掲げるとおりとする。

(1) 紋別市公用文に関する規程(平成5年紋別市訓令第15号)

(2) 紋別市事務取扱規程(平成7年紋別市訓令第4号)

(3) 紋別市辞令規程(昭和33年紋別市訓令第1号)

(4) 紋別市職員服務規程(平成13年紋別市訓令第8号)

2 前項の規定により紋別市訓令を準用する場合において、同項各号に掲げる紋別市規則のそれぞれの規定中「紋別市」とあるのは「西紋別地区環境衛生施設組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「紋別市職員」とあるのは「西紋別地区環境衛生施設組合職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、組合長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。